

(件 名) 外国人技能実習制度の見直しについて

(請 願 の 要 旨)

技能実習生をはじめとする外国人材は、日本国内はもとより、本県の各産業分野にとってもなくてはならない存在となっております。

県内の技能実習生は、新型コロナウイルス感染症の水際対策としての入国制限により、新規の技能実習生の入国ができなかったため、昨年10月末現在では5,494人となっておりますが、農業、漁業、水産加工、各種製造業、機械金属加工、建設、介護等あらゆる分野の県内企業において技能実習生を受け入れております。

このような中、技能実習制度について様々な問題点が指摘されていることを踏まえ、今年7月の法務大臣閣議後記者会見において、技能実習制度の見直しを本格的に検討するとの考えが示されました。

しかしながら、県内の各技能実習実施機関においては、法令遵守を旨として、仕事面はもちろん健康面、生活面について24時間体制で技能実習生に対応しており、殆どの技能実習生には、同制度による技能等の習得を喜んでもらっているところです。

また、日本の生産年齢人口は減少しており、深刻化する人手不足に、技能実習生の受入れが役立っていることも事実であり、技能実習制度の存続がなされなければ、この制度により技能実習生を受け入れている多くの中小企業は存続できず、日本経済の減速に繋がるのが危惧されるところです。

以上の趣旨に基づき、地方自治法第99条の規定に基づき、貴議会から下記事項を踏まえた意見書を、国に対して提出していただくようお願いいたします。

請 願 事 項

- 1 国においては、技能実習制度の見直しに当たり、技能実習生の実情を正確に把握するとともに、地域の声に真摯に耳を傾けながら、技能実習制度が存続できるような見直しを進めること。
- 2 技能実習生の人権を保護する観点から、悪質な技能実習実施機関と認められた場合は、速やかに転籍できるようにするほか、技能実習制度が円滑に進められ、技能実習生が社会の一員として処遇されるような仕組みを整えること。
- 3 制度本来の目的である国際貢献という理念を踏まえつつ、意欲ある外国人を円滑に受け入れ、安定して働き、生活できるよう、受入れ企業と外国人の双方にとってよりよい制度となるよう、検討を行うこと。